

指名停止措置簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社 大林組	取締役社長 蓮輪 賢治	大臣許可 (般・特) 第 3000 号	東京都港区 港南 2-15-2
清水建設 株式会社	取締役社長 井上 和幸	大臣許可 (般・特) 第 3200 号	東京都中央区 京橋 2-16-1
鹿島建設 株式会社	代表取締役 社長 押味 至一	大臣許可 (般・特) 第 2100 号	東京都港区 元赤坂 1-3-1
大成建設 株式会社	代表取締役 社長 相川 善郎	大臣許可 (般・特) 第 300 号	東京都新宿区 西新宿 1-25-1

2 指名停止の内容

指名停止期間	株式会社大林組、清水建設株式会社 令和 3 年 3 月 19 日から令和 3 年 9 月 18 日まで (6 月) 鹿島建設株式会社、大成建設株式会社 令和 3 年 3 月 19 日から令和 3 年 11 月 18 日まで (8 月)
指名停止の理由	株式会社大林組、清水建設株式会社について 東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条に違反する行為を行っていたとして、令和 2 年 12 月 22 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 鹿島建設株式会社、大成建設株式会社について 東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に

関する法律第3条に違反する行為を行っていたとして、令和2年12月22日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。

※該当条項

高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第6号（独占禁止法違反行為）に該当

同要綱の取扱いの別表第2関係2の（3）（県外における独占禁止法違反）に該当